

北海道150年特別功労賞表彰 実施要領

北海道150年特別功労賞表彰実施要領を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道命名150年を記念し、知事の行う北海道150年特別功労賞の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(北海道150年特別功労賞)

第2条 北海道150年特別功労賞は、本道の経済、社会、文化等の発展に貢献した個人のうち、北海道150年事業の基本理念に沿う分野における取組の功労が顕著なものに対して贈呈する。

(表彰の方法)

第3条 北海道150年特別功労賞の表彰状の贈呈は、副賞を添えて行うことができる。

(公表)

第4条 知事は、第2条の規定による表彰を決定したときは、その決定したものの氏名について、道民に広く周知できる方法により公表するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。